

新型コロナウイルス 感染症各種支援策

申請はお済みですか？

経済支援

●問い合わせ
飲食店や小売業、事業者など
役場商業観光課 商業観光係 ☎096(293)3115
農業者
役場農政課 農政係 ☎096(293)3116

新設 大津町新型コロナウイルス感染症対策飲食店取引先事業者等支援給付金

県独自の緊急事態宣言発令に伴う飲食店の時短要請により、影響が大きい飲食店取引先事業者やタクシー事業者、運転代行事業者などを支援します。

●対象者(次の①～③全てに該当する人)

- ① 飲食店取引先事業者(農業・漁業を含む)
店内で調理したものを提供し、かつ、5人以上の飲食スペースを店内に有する飲食店(コンビニエンスストアを除く)と取引を行う事業者
- ・タクシー事業者
一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を除く)の許可を有する事業者
- ・運転代行事業者
自動車運転代行業の認定証を有する事業者
- ・その他
時短要請により著しく影響を受けた事業者で町長が認める事業者
- ② 個人 町内に住民票を有する事業者
- ・法人 町内に本社若しくは事業所を有する事業者
(タクシー事業者は、営業区域が町内にいる事業者)
- ③ 申請日時点で現に3カ月以上町内で継続して事業を営んでいる事業者

●給付額

1事業者に対し一律10万円
(町の公共交通機関となる乗合タクシー実施事業者は、10万円を加算)

●申請期間

2月1日(月)～3月1日(月)

大津町 飲食店等衛生管理設備等導入補助金

- 対象者
町内に所在する飲食店や小売店を営む個人または法人
 - 給付額
導入費用の4分の3を補助
1店舗当たり上限10万円
 - 申請期限 2月10日(水)
- ※1月31日までに導入・購入を完了しておく必要があります。

大津町新型コロナウイルス感染症対策 緊急経済支援金

- 対象者
県事業継続支援金の交付決定を受けており、次のいずれかに該当する事業者
- ①町内に本社が存在する法人
- ②町内に住所か事業所を有する個人事業者
- ③町内に住所を有する農業者
- 給付額
個人事業主・法人ともに1事業所当たり一律10万円
- 申請期限 2月26日(金)

新設 大津町新型コロナウイルス感染症 防止対策継続助成金

- 対象者
(次の①～③全てに該当する事業者)
- ①町内に所在する飲食店で、5人以上の飲食スペースを店内に有し、店内で調理したものを提供する店舗(コンビニエンスストアを除く)
- ②感染防止対策を徹底し、のぼりステッカーの交付を受けている店舗
- ③今後も継続して、感染防止対策を行う店舗
- 助成額 1店舗当たり一律10万円
- 申請期限 3月1日(月)

生活支援

●問い合わせ
役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

ひとり親世帯臨時特別給付金 ひとり親家庭等臨時特別支援金

ひとり親世帯などを支援するための国の「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付、追加給付)」や町の「ひとり親家庭等臨時特別支援金」の申請期限が迫っています。まだ申請をしていない人は、期限までに手続きをお願いします。
※制度の概要や申請方法の詳細は、町ホームページをご確認ください。

- 申請期限 2月26日(金)

生活支援臨時特別支援金

- 対象者
令和2年度市町村民税が非課税の世帯(令和2年10月1日時点で町に住居があり、住民票上の世帯全員が非課税となる世帯)
 - 支給額(1回限り) ※受給済みの人は申請できません。
1世帯当たり2万円(世帯員が2人以上の場合は、2人目以降の人数に応じて1人当たり5,000円加算)
 - 申請期限 2月26日(金)
- ※申請書は福祉課窓口か町ホームページから取得できます。

2月7日まで 熊本県緊急事態宣言が発令中！！

※1月14日現在

県内の感染状況が悪化し、さまざまな場面で感染が確認され、年末以降県全体で大きく感染が拡大しています。1月12日時点の直近1週間で感染者数が557人となっています。これは人口10万人当たり31.9人で、国が示すステージ4の指標である新規感染者数25人を超えており、今後更なる感染拡大が予想されています。この事態を受け、県全域で人流を減少させ、迅速に感染者を減少させるための対策として県独自の緊急事態宣言が発令されました。

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係 ☎096(294)1075

県境を越える 移動

- 不要不急の県境を越える移動は控えましょう。特に「3つの密」のある場や感染が流行している地域への不要不急の移動は自粛しましょう。
- 感染が流行している県外からの移動は控えてもらうよう、家族や友人に呼びかけましょう。

不要不急の 外出

- 不要不急の外出を自粛しましょう。特に、午後8時以降は徹底をお願いします。
- 高齢者とその同居家族は、特に不要不急の外出を避け、人との接触を控えましょう。

外出自粛の対象外

- ・食料・生活必需品の買い物
- ・医療機関への通院
- ・必要な職場への出勤
- ・屋外での運動 など



飲食店などでの 食事

次のことは控えましょう

- 同居家族以外の5人以上の会食(宅飲みを含む)
- 普段顔を合わせない人との会食
- 夜遅い時間までの飲酒や会合
- 感染防止対策が講じられていない接待を伴う飲食店の利用

基本的な感染防止対策も引き続き徹底を

事業所内、家庭内にウイルスを持ち込まないために、3つの対策の徹底をお願いします。

- ①症状がなくても、マスク着用
- ②小まめな手洗い・手指消毒
- ③発熱時は、すぐにかかりつけ医に電話相談
相談する医療機関に迷う場合は
発熱者専用ダイヤル ☎0570(096)567

過度な受診控えはやめましょう

かかりつけ医での定期受診、乳幼児健診・予防接種、健診(検診)などの外出も自粛していませんか。

乳幼児の予防接種を遅らせる、と、免疫がつくのが遅れ、重い感染症になるリスクが高まります。また、生活習慣病やがんの早期発見には定期的な受診が重要です。

医療機関や健診会場では、換気や消毒などの感染症対策をしています。受診時の注意事項(受診前の体温測定などの体調確認、帰宅後の手洗いなどの感染対策)を守って受診しましょう。

健康が気になる今だからこそ、かかりつけ医に早めに相談し、健診(検診)は予定どおり受けましょう。

コロナ禍でも、医療機関への受診や、食料品・生活必需品の買い物、必要な職場への出勤、屋外での運動など生活や健康維持のために必要なものは外出自粛の対象外です。

